

特別養護老人ホーム緑風苑

指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈誠会が開設する特別養護老人ホーム緑風苑指定短期入所生活介護事業所(以下「緑風苑事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業、及び予防短期入所生活介護の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、緑風苑事業所の医師、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、看護職員、管理栄養士及び機能訓練指導員等が要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」と言う。)に対し、適正な指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 緑風苑事業所における指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態もしくは要支援状態等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 緑風苑事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上利用者の短期入所生活介護計画を作成する。また、第2号から第7号に掲げる従業者は、指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護の提供を行い、第9号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

1	管理者	1名
2	医師	1名
3	生活相談員	1名以上
4	看護職員 正・准看護師	3名以上
5	介護職員	16名以上
6	管理栄養士 栄養士	1名以上
7	機能訓練指導員	1名以上
8	介護支援専門員	1名以上
9	調理員	委託
10	事務職員	1名以上

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第4条 緑風苑事業所の指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護の利用定員は合わせて、4名とする。

(指定短期入所生活介護、予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 緑風苑事業所の行う指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事等の介護
- 2 機能訓練
- 3 健康管理
- 4 居室及び食事の提供
- 5 送迎

2 指定短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。

3 その他の費用の額は次のとおりとする

- 1 滞在費（居室利用料・日額）多床室

被保険第1段階	0円
被保険第2段階	430円
被保険第3段階①	430円
被保険第3段階②	430円
被保険第4段階	915円

- 2 食費（食材料費及び調理費の合計・日額）

被保険第1段階	300円
被保険第2段階	600円
被保険第3段階①	1,000円
被保険第3段階②	1,300円
被保険第4段階	1,500円

☆第1段階から第3段階までの利用者に関しては補足給付が支給されています。

- 3 理美容代（カットのみ）1,500円

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 緑風苑事業所の通常の送迎の実施地域は、板倉町、佐野市、小山市、野木町、栃木市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 緑風苑事業所は、利用者が指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者またはその家族に対して説明するものとする。

- 1 施設内での喫煙は固く禁じます。喫煙する場合には職員に申し出て指定した場所で喫煙すること。
- 2 家庭上、経済上または苑内生活上等のことで相談されたい方は生活相談員に申し出ること。
- 3 現金及び貴重品はもたない事。どうしても持ちたい方は生活相談員に申し出ること。
- 4 消灯は午後9時です。他の方に迷惑にもなるので必ず守ること。

(緊急時における対応方法)

第8条 緑風苑事業所の従業者は、指定短期入所生活介護、及び予防短期入所生活介護の実施中に、利用者

の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または別に定める協力医療機関や契約者の嘱託医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 緑風苑事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年定期的に避難及び救出訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 緑風苑事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後1ヶ月以内

2 継続研修 年2回以上

2 緑風苑事業所内は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。

3 緑風苑事業所は、感染症が発生し、または蔓延しないよう必要な措置を講じる。

4 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈誠会と緑風苑事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束)

第11条 事業者及びサービス従事者は、契約者の身体拘束は行わない。ただし、契約者の心身の状況等により当該契約者又は他の利用者の生命及び身体を保護する為、緊急やむを得ない場合、契約者又は、その家族の同意のもとで身体拘束その他の行為を制限することがある。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。